

健康福祉部福祉総務課

**「多摩市エネルギー・食料品等物価高騰支援給付金」
～対象を住民税均等割課税世帯まで独自に拡大し 3 万円を給付します～**

1 「多摩市エネルギー・食料品等物価高騰支援給付金」について

国は、エネルギーや食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯を対象と想定し 1 世帯当たり 3 万円を目安に給付する方針を決定しました（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）。

多摩市では、**独自に住民税均等割課税世帯を対象として加え**（東京都 26 市中 8 市のみ実施予定^{※1}）、令和 5 年度住民税の申告を行い、前回給付金^{※2}を銀行口座で受給した方には、**申請不要のプッシュ型での給付**を行います。

2 支給対象

（1）基準日等 令和 5 年 6 月 1 日において、本市の住民基本台帳に記録されている世帯主

（2）課税状況 同一の世帯に属する者全員が、令和 5 年度分市民税が①非課税の世帯又は②条例による均等割免除世帯及び③均等割のみ課税世帯

※生活保護世帯を含む。

※課税者の被扶養者のみからなる世帯を含む

3 支給方式

対象者及びその可能性がある方には、市から通知を送付します。

（1）前回給付金（「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」、5 万円）を銀行口座で受給し、令和 5 年度住民税申告を行った方については、書類の返送を不要とし、前回口座にプッシュ型振込を行います。

（2）その他の方については、前回同様、確認書又は申請書の返送により振込を行います。

4 給付額

1 世帯当たり 3 万円（1 回）

5 今後の予定

7 月 18 日	コールセンター開設
7 月 20 日	たま広報掲載
7 月末	非課税世帯への支給通知書等を郵送（約 20,800 通）
8 月末	初回支給（以降、計 7 回支給）
10 月 31 日	確認書等受付終了
11 月 30 日	支給終了

※¹令和 5 年 7 月 1 日現在、八王子市調べ

※²令和 4 年度「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」（5 万円）

問い合わせ

健康福祉部福祉総務課

電話：042（400）0868